



請 願 書

人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し
処罰する法律の制定を求める意見書提出を請願

紹介議員

米沢市議会議員

木村 芳浩

” 佐藤 弘司

” 我妻 徳雄

” 高橋 壽

請願者

住 所 山形市幸町 7-41

氏 名 在日本大韓国民団山形県地方本部

チャ スヨン
団長 車 壽鎔 (印)

電話番号 (023)641-8233 Fax (023)641-8234

住 所 山形市宮町 4-10-6

氏 名 山形県日韓親善協会

会長 木村 莞爾 (印)

電話番号 (023)623-8770 Fax (023)623-8770



平成 27年 6月 4 日

米沢市議会議長 海老名 悟 殿

初夏の候、貴議会におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、地域住民の生活向上と人権擁護のために誠心誠意ご尽力されている貴職に対し、心より敬意を表する次第です。

さて、ご存じのようにここ数年来、主に在日韓国人を標的としたヘイトスピーチ(差別扇動)デモが日本各地で頻繁に起こっています。とりわけ「朝鮮人を皆殺しにせよ」「不逞朝鮮人追放」「大虐殺するぞ」「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」なども聞くに堪えない暴言に対し、私たちは耐えがたい恐怖を感じています。

ヘイトスピーチを行う団体は、繁華街を拡声器を使って怒声を飛ばしながらレイシズム的表現で増を煽る彼らの一連の言動は、日本の社会問題として深刻化しています。日本の各界におきましても、あまりにも常軌を逸した彼らによる人種差別を憂慮し規制を求める声が上がっており、2020年の東京オリンピックを控え、国際社会においても問題視されているのが現状です。

私たちはこれらのことを重く捉え、在日韓国人をはじめとする外国人住民の生命と安全を脅かすヘイトスピーチ・ヘイトクライムが一日も早く根絶されるよう、貴議会に対し速やかな解決に向けたご協力を願い、以下のように請願する次第です。

《 請願内容 》

1. 内閣総理大臣と国会を始めとした関係行政庁に対し、人種差別、民族差別を煽るヘイトスピーチなどを法律で禁止することを求める意見書を提出してください。
2. 日本国が批准を保留している人種差別撤廃条約 4 条(a)(b)に関し、その保留を撤回するよう、内閣総理大臣と国会を始めとした関係行政庁に働きかけてください。

《 請願趣旨 》

- ① ヘイトスピーチは、人種差別を煽る「犯罪」行為です。
- ② ヘイトスピーチは、特に韓国人住民にとっては大きな脅威であり、教育上、子どもや青少年に悪影響を与えています。
- ③ これまでの事実経過として、京都地裁・大阪高裁が在特会による街宣は「人種差別」と認定し、賠償命令を下しています。
- ④ 彼らの言動は日本社会の問題であり、ヘイトスピーチの放置が東京オリンピックを始めとした国際交流事業に与える影響が憂慮されます。
- ⑤ 国連・自由権規約委員会および人種差別撤廃委員会が日本に勧告をしています。
- ⑥ ヘイトスピーチは国際社会では処罰対象となっています。

以上

◆人種差別撤廃条約・第4条 (外務省ホームページより転載)

締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種の憎悪及び人種差別(形態のいかんを問わない)を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、またこのような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

- (a) 人種の優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。
- (b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。
- (c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。